

伊勢崎市入札・契約制度の一部見直しについて

平成31年4月1日

本市では、公共工事等に関する入札・契約制度について競争性、透明性及び公平性を高めるため、入札・契約制度の見直しを行います。

主な見直し内容は、次のとおりです。なお、見直し内容の適用については、平成31年度から適用します。

つきましては、引き続き本制度の実施についてご理解とご協力をお願いいたします。

- 1 建設業許可における「解体工事業」の新設に伴う経過措置の終了について（新規）
建設業法の改正により、平成28年6月1日から許可業種「解体工事業」が追加となりました。これに伴い、平成28年6月1日から3年間（平成31年5月31日まで）は従来の「とび・土工工事業」でも解体工事の受注が可能となる経過措置が設けられることとなりました。
本市におけるこの経過措置への対応については、昨年の本見直しにてお知らせした通り、平成31年3月をもって終了となりました。平成31年4月以降に本市が発注する解体工事については「解体」での登録がないと入札に参加できませんので、ご留意をお願いします。
- 2 小規模工事及び修繕における発注について（継続）
小規模工事及び修繕における発注については、公平で公正な執行と適正な競争性の確保に努めるとともに、市民の疑惑を招くことのないよう透明性を確保しつつ、偏った業者選定とならないよう留意します。
- 3 入札時の内訳書提出について（継続）
平成26年6月4日に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正されたことにより、ダンピング受注の防止等のための措置として、全ての工事案件について、引き続き入札時に内訳書の提出が必要となります。
- 4 総合評価落札方式について（継続）
価格と品質が総合的に優れた調達を実現するために、大型案件に対し採用している総合評価落札方式について引き続き採用するとともに、執行時点での社会情勢、技術力の評価や工事内容等をふまえ適用対象案件を決定いたします。
- 5 市内業者への優先的発注について（継続）
平成22年度から市内業者への優先的発注に取り組んで参りましたが、引き続き市内業者を優先した発注とします。なお、工種や競争性を確保できない案件については、準市内等の業者とすることもあります。

6 現場代理人の常駐義務緩和について（継続）

平成23年6月1日から現場代理人の常駐義務緩和措置を行っていますが、引き続き同様の措置を行います。

7 社会保険の加入促進について（継続）

入札参加登録業者を対象に、社会保険の加入促進を図るため、引き続き契約時に社会保険加入確認書を提出していただきます。

※ 上記の他、平成30年12月公表の「建設工事入札参加資格格付基準の見直しについて（別添資料1）」についても適用となっておりますので、よろしくお願いたします。

建設工事入札参加資格格付基準の見直しについて

伊勢崎市では、公共工事の品質確保の促進に関する法律の内容を踏まえたうえで、公共工事の品質確保、担い手の育成・確保などを促進するとともに、市内建設業者の健全な発展を促進するため、市の実情に合わせた建設工事入札参加資格格付基準の見直しを行います。

1. 舗装工事におけるAランクの建設業者については、現在、主観点及び客観点の合計が755点以上となっていますが、将来の公共工事の求める品質確保の向上を目指し努力する技術者と経営に優れた建設業の育成を進めるうえで、総合点数を800点以上とし、従来のAランク業者とします。

新級別格付表

等級	土木一式	建築一式	電気・管工事	舗装工事	造園工事	その他工事
A	特定かつ 900点以上	特定かつ 885点以上	805点以上	<u>800点以上</u>	755点以上	755点以上
B	900点以上の一般又は705点以上900点未満	885点以上の一般又は705点以上885点未満	805点未満	<u>800点未満</u>	755点未満	755点未満
C	705点未満	705点未満				

舗装A 755点から800点に、舗装B 800点未満

この格付け基準については平成31年4月1日以降の入札案件に適用。